

<施設御利用の皆さまへのお知らせ>

京都市立錦林浴場の運営について（令和５年度）

日頃は、公の施設である京都市立錦林浴場を御利用いただき、誠にありがとうございます。

当浴場施設は、昭和３年に保健衛生及び生活環境の改善向上を目的として開設し、サービスの向上や、より一層の効率的な運営に取り組んでおり、令和４年度から令和７年度までの間、指定管理者に管理を委託し、御利用いただいております。

当施設の運営は、以下に表示しておりますとおり、利用者の皆様からお支払いいただく入浴料のほか、市民の皆様に納めていただく税金によって支えられております。

今後は、錦林市営住宅における団地再生事業を着実に進め、同市営住宅の浴室等の住環境が整うまでの間、当該施設において、より多くの皆様に御満足いただける市立浴場を目指し、更なるサービスの向上に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

<京都市立錦林浴場の料金体系と利用者数>

入浴料：（大人）４９０円、（中人）１５０円、（小人）６０円

利用者数：１１，１７１人

<支出>

総額 ３，７２０ 万円

〔 いずれも概数 〕

利用者 １ 人当たりの運営経費 ３，３３０ 円（Ａ）

３，３３０ 円
（１００％）

<収入>

総額 ５２０ 万円

利用者 １ 人当たりの
収入 ４６０ 円（Ｂ）

総額 ３，２００ 万円

（Ａ）－（Ｂ）

差額 ２，８７０ 円（８６％）

入浴料その他
４６０ 円
（１４％）

市民の税金で負担（公費で負担）

各入浴料金（大人～小人）の方等を、利用者 １ 人当たりで算出した額です。

収入（公費）については、支出を１００とした金額から、入浴料分を差し引いた額として算出しており、収入額を全額記入したものではありません。

○ 施設を利用しない方も含めた市民の皆さまの御負担（公費負担）により、現行の入浴料で施設が運営されています。

施設の運営費は、利用者の負担（施設使用料等）と公費負担（市民の皆さまに納めていただく税金）などにより賄われています。

施設運営の現状について「見える化」を進め、施設の状況に応じた収支改善の取組（維持管理コストの見直し、施設の目的を踏まえた稼働率の向上等）を進めてまいります。

所 管 課 名

京都市都市計画局住宅室すまいまちづくり課

（０７５－２２２－３６３５）